令和７年６月１０日　招　集

令和７年第２回本市議会定例会議案

山形県村山市

付　議　事　件　目　次

１　議第２９号　令和７年度村山市一般会計補正予算（第１号）の専決処分の承認について……３

２　議第３０号　村山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……６

３　議第３１号　村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……１０

４　議第３２号　村山市市税条例の一部を改正する条例について……１５

５　議第３３号　村山市にぎわい創造活性化施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例について……２０

６　議第３４号　令和７年度村山市一般会計補正予算（第２号）……別冊

７　議第３５号　工事請負契約の締結について……２２

８　議第３６号　財産の取得について……２３

報　告

報第４号　村山市土地開発公社、株式会社村山市余暇開発公社及び一般財団法人村山市スポーツ協会に係る経営状況説明書について……２４

報第５号　村山市一般会計繰越明許費繰越計算書について……２５

報第６号　村山市水道事業会計予算繰越計算書について……２７

報第７号　村山市下水道事業会計予算繰越計算書について……２９

報第８号　損害賠償の額を定めることについての専決処分について……３１

以上別紙のとおり

令和７年６月１０日　提　出

村山市長　　志　布　隆　夫

議第29号

令和7年度村山市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

提案理由

北村山消防通信指令センター整備工事の工期延長に伴う消防通信指令業務継続に係る予算措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専第4号

専決処分書

令和7年度村山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,811,064千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

村山市長　　志　布　隆　夫

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
21 繰　　越　　金		100,000	1,064	101,064
	1 繰　　越　　金	100,000	1,064	101,064
歳　　入　　合　　計		17,810,000	1,064	17,811,064

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
9 消　　防　　費		515,409	1,064	516,473
	1 消　　防　　費	515,409	1,064	516,473
歳　　出　　合　　計		17,810,000	1,064	17,811,064

議第30号

村山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴う村山市市税条例の一部改正措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、村山市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

村山市長　　志　布　隆　夫

理　由

地方税法等の一部改正に伴う村山市市税条例の一部改正措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分するものである。

村山市市税条例の一部を改正する条例

村山市市税条例(昭和41年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第26条第8項中「なつた」を「なった」に、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第52条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第70条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エ中「あつて」を「あって」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第75条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第70条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加え、同条第3項中「よつて」を「よって」に改める。

第76条第2項中「よつて」を「よって」に、「あつて」を「あって」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第4項中「よつて」を「よって」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「よつて」を「よって」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第109条の11第2項第1号中「法律第2条第15項」を「法律第2号第16項」に改め、同項

第3号中「あつて」を「あって」に改める。

第116条中「あつた」を「あった」に改め、同条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に、「あつて」を「あって」に改める。

附則第7条の2第14項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7条の3第14項第1号中「同条第15項」を「同条第16号」に改める。

附則第19条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条　この条例による改正後の村山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定委資産税について適用し、令和6年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条　新条例第70条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第31号

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条　村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第5項中「前各号」を「前各項」に改める。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2　任命権者は、村山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年村山市条例第1号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3)　村山市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立

の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3)　対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

別表第2第18項中「及び父母」を「、父母及び子((19)に該当する場合を除く。)」に改める。

(村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条　村山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年村山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2　育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1)　1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3　育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4　育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5　育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に

改める。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条　育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3　育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の村山市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

4　村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「ため1日の勤務時間の一部」を「ため1日の勤務時間の全部又は一部」に改める。

（村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5　村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「ため1日の勤務時間の一部」を「ため1日の勤務時間の全部又は一

部」に改める。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、本市の規定について見直しを行うためこれを提案する。

議第32号

村山市市税条例の一部を改正する条例について

村山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市市税条例の一部を改正する条例（案）

村山市市税条例(昭和41年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第19条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第26条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加え、同条第8項中「なつた」を「なった」に改める。

第27条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第27条の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第125条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第130条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第13条の2の2　令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1)　葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する

方法により行うものとする。

3　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4　第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1)　第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2)　第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第19条、第26条第1項ただし書、第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定　令和8年1月1日

(2)　附則第13条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定　令和8年4月1日

(3)　第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条　この条例による改正後の村山市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条　新条例第19条及び第26条第１項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2　令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定

の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3　新条例第27条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の村山市市税条例(以下「旧条例」という。)第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4　新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条　次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2　令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、村山市市税条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　村山市市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2)　新条例附則第13条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じ

て計算した製造たばこの本数

3　前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第33号

村山市にぎわい創造活性化施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

村山市にぎわい創造活性化施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市にぎわい創造活性化施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

村山市にぎわい創造活性化施設の設置及び管理条例（令和3年村山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

（指定管理者）

第15条　市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、その管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条　指定管理者は、村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年村山市条例第33号）に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第17条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　第3条各号の事業に関する業務

(2)　施設本体及び設備、器具、備品等の維持管理に関する業務

(3)　施設の使用の許可等に関する業務及び使用者の管理に関する業務

(4)　次条に規定する利用料金の収納業務

(5)　前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

2　第15条の規定により指定管理者が施設の管理を行う場合における第4条、第6条、第

7条、第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第18条　第15条の規定により指定管理者が施設の管理を行う場合にあっては、使用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第9条の規定は適用しない。

2　利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3　利用料金は、指定管理者の収入とする。

4　指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準により、又は指定管理者が特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5　指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責によらない理由で利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第35号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

1　工事名

新・道の駅むらやま整備事業　事業用地造成に伴う地盤改良工事（債務負担行為）

2　契約金額

２１３，４００，０００円

3　契約の相手方

村山市大字名取1079番地の2

株式会社矢萩土建

代表取締役社長　　矢　萩　翔　一

提案理由

新・道の駅むらやま整備事業　事業用地造成に伴う地盤改良工事（債務負担行為）について請負契約を締結するにあたり、村山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当するためこれを提案する。

議第36号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

1　財産の表示

Microsoft Office 2024 LTSC

2　取得価格

３６，８５０，０００円

3　取得の相手方

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号

ユニアデックス株式会社　東北営業所

東北営業所長　　信　太　康　平

提案理由

Microsoft Office 2024 LTSCを取得するにあたり、村山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当するためこれを提案する。

報第4号

村山市土地開発公社、株式会社村山市余暇開発公社及び一般財団法人村山市スポーツ協会に係る経営状況説明書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、村山市土地開発公社、株式会社村山市余暇開発公社及び一般財団法人村山市スポーツ協会に係る令和6年度の決算及び令和7年度の事業計画に関する説明書を別冊のとおり提出する。

報第5号

村山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度村山市一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

令和６年度村山市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事　業　名	金　額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	諸収入	市　債	
2 総務費	1 総務管理費	Ｌｉｎｋ ＭＵＲＡＹＡＭＡ駐車場整備事業	23,500,000	18,100,000					17,700,000	400,000
		低所得世帯物価高騰対策給付金給付事業（令和６年度分）	62,000,000	7,121,110		7,121,110				
4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム改修委託料	1,714,000	1,714,000		1,713,000				1,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	52,921,000	47,159,000			47,114,000			45,000
		土地改良事業等補助金	1,496,000	1,496,000						1,496,000
7 商工費	1 商工費	農村地域産業導入実施計画策定業務委託料	5,907,000	5,907,000						5,907,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	7,000,000	6,100,000						6,100,000
		道路施設点検調査補修事業(道路ストック総点検)	15,100,000	15,100,000		6,955,000			4,800,000	3,345,000
		道路新設改良事業	87,235,000	85,000,000		15,234,000			69,700,000	66,000
	3 河川費	最上川景観整備事業	65,000,000	45,900,000					45,900,000	
	4 都市計画費	楯岡まちなか再生整備事業	215,419,000	161,441,000		66,900,000		9,642,900	83,300,000	1,598,100
		親水広場整備事業	70,342,000	70,342,000					70,300,000	42,000
		新「道の駅」整備事業	182,000	0						
10 教育費	5 保健体育費	最上川グラウンドゴルフ場休憩施設整備事業	39,600,000	39,600,000					39,600,000	
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	11,600,000	11,600,000			9,278,000		2,000,000	322,000
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（道路橋りょう）	10,600,000	8,800,000		3,000,000			5,800,000	
合　　計			669,616,000	525,380,110	0	100,923,110	56,392,000	9,642,900	339,100,000	19,322,100

報第6号

村山市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度村山市水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

令和6年度村山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予　算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						建設改良 積立金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	送水管移設に係る不断水分岐及び弁設置工事	52,630,000	0	52,630,000	52,630,000	0	0	0	資材の製造に時間を要するため
		緊急時浄水施設整備事業 浄水施設本体工事	378,300,000	0	378,300,000	378,300,000	0	0	0	浄水施設の製造に時間を要するため
		緊急時浄水施設整備事業 導水管等布設工事	29,620,000	0	29,620,000	29,620,000	0	0	0	豪雪の影響により舗装復旧が遅延したため
		緊急時浄水施設整備事業 工事監理業務委託	9,745,000	0	9,745,000	9,745,000	0	0	0	工事の進捗に合わせ監理業務を行うため
計			470,295,000	0	470,295,000	470,295,000	0	0	0	

報第7号

村山市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度村山市下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

令和6年度村山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予　算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	市道晦日町南楯線雨水幹線排水路整備工事負担金	12,000,000	0	12,000,000	9,500,000	2,500,000	0	0	楯岡まちなか再生整備事業の計画工程に合わせ負担するため
計			12,000,000	0	12,000,000	9,500,000	2,500,000	0	0	

報第8号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専第6号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月21日

村山市長　　志　布　隆　夫

1　損害賠償の原因

令和7年2月13日、市道において、相手方車両がポットホールに落下しタイヤがパンクしたもの。

2　損害賠償の額及び条件

(1) 村山市は相手方に対し、55,594円を支払う。

(2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。